

福祉サービスの第三者評価基準（母子生活支援施設）

福祉サービスの基本方針と運営管理

1 福祉サービス実施の基本方針

- 1 - (1) 福祉サービスの実施に関する基本姿勢が明示されている

- 1 - (1) - 施設における福祉サービスの理念に基づくサービス実施機関としての基本方針が明文化されており、その内容も適切である。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの理念が明文化されている。
 - イ) 理念に基づいた基本方針が明文化されている。
 - ウ) 理念には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - エ) 基本方針には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - オ) 基本方針には役割や機能などが具体的に記載されている。
 - カ) 理念、あるいは基本方針は、必要に応じて見直されている。

2 サービス実施機関の運営

- 2 - (1) 施設の運営が適切に行われている。

- 2 - (1) - 実施するサービスの質の向上や業務の改善に向けての検討が、定例的に行われ、業務の改善がなされている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの質の向上や業務の改善に向けて検討を行うための会議が定例的に開かれている。
 - イ) 質の向上や業務改善に向けた年間を通じて「業務改善提案書」を職員から募集するか、あるいは意見を聴取するためのアンケートなどを定例的に実施している。
 - ウ) 検討結果等に基づいて、実際に業務を改善している。
 - エ) 検討内容や結果が、記録されている。

- 2 - (1) - 施設のサービス内容等について、サービス評価基準を用いて自己評価を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 定例的に（年に複数回）サービスの自己評価を行っている。
 - イ) さまざまな職種の職員が参加し取り組んでいる。
 - ウ) 改善すべき点や改善方法の検討等について、職員で話し合っている。
 - エ) 「福祉サービスの適切な実施内容」などの評価を行う際には、母子も参加している。

3 計画の策定

- 3 - (1) サービスの質の向上に向けた中・長期的な計画を策定している。

- 3 - (1) - 実施する福祉サービスの質に関する中・長期的な課題や問題点を把握し、それに対する取り組みの計画を策定、評価、見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する 3 年間程度の年次計画を策定している。
 - ウ) 中長期計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員の意見を聞き、その実施過程や結果について評価を行っている。
 - オ) その評価に基づき、本計画の継続や見直し及び新規計画の策定を行っている。

- 3 - (2) サービスの質の向上を意図した事業計画を策定している。

- 3 - (2) - 当該年度の事業計画が適切に策定されており、その実施状況に関する評価を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する単年度計画を具体的な内容で策定している。
 - ウ) 単年度計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員や母子の意見を聞き、その実施結果について評価を行っている。
 - オ) その評価を、次年度計画に活かしている。

- 3 - (3) 地域住民や関係機関等の福祉に対するニーズに対応している。

- 3 - (3) - 地域や関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行い、それに基づき新たな事業展開を図っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 地域の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - イ) 関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - ウ) 把握した福祉ニーズに基づき、新たな事業の企画や実施の時には、母子に対して説明し、その意向を尊重している。
 - エ) 把握した福祉ニーズに基づいて、可能なものについては自施設における新たな事業に加えるなどの展開を図っている（準備を行っている）。

事業の内容：（ ）

4 職員の資質向上

- 4 - (1) 職員の資質向上に向けた基本姿勢を確立している。

- 4 - (1) - 職員の資質向上に向けた基本姿勢が確立している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 職員の知識や技術等の修得に関する施設の目標を明文化している。
 - イ) その達成に向けて研修を推進するための担当者を設置している。
 - ウ) 職員一人ひとりの自己評価を実施し、職員としての自己目標を明確化している。
 - エ) 職員の資質向上のための資料・文献・情報を職員が活用できる体制となっている。
 - オ) 学会・各種研修・研究会等に職員を参加させている。
 - カ) 職業倫理の確立に向けた取り組みを実施している。

- 4 - (2) 職員の研修体制が確立している。

- 4 - (2) - 職員の研修ニーズを踏まえた研修計画に基づく研修機会を確保している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 職員ひとり一人について、どのような資質・技術を修得する必要があるか分析、検討が行われ、各自の研修目標を明確化している。
 - イ) それを踏まえた職員各自の研修計画が策定されている。
 - ウ) 施設全体の年間研修計画が策定されている。
 - エ) 職場内研修・訓練を定例的に実施している
 - オ) 外部の研修会に積極的に参加している。
 - カ) 職員が外部の研修会等に参加した場合には、他の職員に還元させている。
 - キ) 研修成果の評価が行われ、次の研修計画に反映されている。

- 4 - (3) 職員に対するスーパービジョン体制が整備されている。

- 4 - (3) - 職員に対するスーパービジョン（訓練、指導、精神的援助等）が定例的かつ必要に応じて行われている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 職員に対するスーパービジョンを定例的に行っている。
 - イ) 職員がいつでも相談できるスーパービジョン担当者が施設内にいる。
 - ウ) 必要なときには外部の専門家や児童相談所の支援を受けられる体制を整備している。
 - エ) スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど資質の向上に努めている。

5 情報公開

- 5 - (1) 適切な情報公開に対する取り組みを行っている。

- 5 - (1) - 施設に関する情報・サービス等をわかりやすく適切に公開している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の運営理念・方針、公開可能な理事会議事録や運営予算等について、利用者や地域の関係機関等に公開している。
 - イ) 年報のような事業報告書等の閲覧が可能である。
 - ウ) 開示基準や具体的な方法に関する規程を整備している。
 - エ) その規程に基づいて情報開示を行っている。
 - オ) 情報を公開するにあたっては、相手にわかりやすく伝わるよう求められた内容について説明をしたり、インターネットを活用する等の工夫や配慮をしている。

6 安全・衛生管理

- 6 - (1) 安全管理・事故防止、衛生管理のための取り組みを行っている。

- 6 - (1) - 安全管理と事故防止について、積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 ～ 5 つ以上を実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを定例的に見直している。
 - ウ) 安全管理や事故防止に関する内部研修・訓練（避難訓練を含む）を定例的に行っている。
 - エ) 安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行っている。
 - オ) 施設内外の危険箇所について把握し、その安全対策を講じている。
 - カ) 万一事故が発生した場合には、事故の原因を明らかにして対策を検討し、事故防止に役立てている。
 - キ) 事故については、原因・対策等について、記録に残している。
 - ク) 職員の宿直体制が整っている。

- 6 - (1) - 施設内の衛生管理を十分に行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の実態に合わせた衛生管理に関するマニュアルを策定し、周知している。
 - イ) 衛生管理に関するマニュアルをマニュアルを定例的に見直している。
 - ウ) 害虫駆除を実施している。
 - エ) 調理器具や食器の洗浄・殺菌を行っている。
 - オ) 飲用水の水質検査を定例的にやっている。
 - カ) 共用部分の清掃や消毒、ごみ処理を行っている

- 6 - (1) - 母子の安全確保のための防犯について、積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 安全確保に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 防犯のための避難訓練等を実施している。
 - ウ) 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
 - エ) 地域に開かれた施設づくりは危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒らに施設開放に消極的にならないよう努めている。
 - オ) 施設開放に当たっては、利用者にパンフレットを配布するなどして、安全への配慮を行っている。
 - カ) 不審者の立入等、緊急時の安全確保に対する体制が整っている。
 - キ) 母子が犯罪や事故の被害から自分を守るため、戸外での行動にあたって遵守すべき事項について、施設は母子に指導している。

福祉サービスの基本方針と運営管理の特記事項

母子の権利擁護

1 母子の権利擁護

- 1 - (1) 常に母子の最善の利益について熟考し、母子の権利を擁護している。

- 1 - (1) - 施設長は、母親と子どもの権利擁護への取り組みを積極的に行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 ～ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する施設内外の研修に施設長自らが参加している。
 - ウ) ケース会議等に出席し、必要に応じて助言・指導を行っている。
 - エ) 定例的にケース記録に目を通し、適宜、必要な助言を行っている。
 - オ) 特に配慮を要する母子について、職員より随時経過を報告させ、適切な助言・指導を行っている。
 - カ) 母子からの不服や意見を、施設長が把握している。
 - キ) 母子に対する権利侵害を是認する職員に対して、施設長が厳しい指導を行っている。
 - ク) 施設長は、子どもに対して定期的に「施設生活についてのアンケート調査」を実施する等、児童の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。
 - ケ) 児童の権利条約など児童の権利擁護に関する情報を、子どもに周知している。
 - コ) いわゆる権利ノート等を配布するなど、母子自身に権利を伝え、人権侵害の起こらない施設づくりをしている。
 - サ) 母親に対する権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 職員は、母親と子どもの権利擁護への取り組みを積極的に行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する外部研修会に積極的に参加している。
 - ウ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解している。
 - エ) 児童の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。
 - オ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解し、行わないように徹底している。
 - カ) 児童の権利を擁護する姿勢が施設全体に行き渡るような、具体的な取り組みを行っている。
 - キ) 常に「児童の最善の利益」の観点に立ち、子どもを擁護している
 - ク) 常に「母親の最善の利益」の観点に立ち、母親の権利を擁護している。
 - ケ) 母親の個性を尊重し、母親の希望や意見に最大限の配慮を払っている。

- 1 - (1) - 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 子どもの個性を尊重し、子どもの希望や意見に可能な限り応えている。
 - イ) 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。
 - ウ) 普段の子どもの表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。
 - エ) 子どもの発達段階や能力によって十分に意思を表明できにくい子どもや幼児などに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
 - オ) 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、子どもから意見を引き出せるよう取り組んでいる。
 - カ) すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - キ) 子どもの希望に応えられない事柄については、その理由をその都度子どもに説明して、理解を求めている。

- 1 - (1) - 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 母親の個性を尊重し、母親の希望や意見に可能な限り応えている。
 - イ) 母親が自由に意見を表明できるよう、母親と職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。
 - ウ) 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、母親から意見を引き出せるよう取り組んでいる。
 - エ) 普段の母親の表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。
 - オ) すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - カ) 母親の希望に応えられない事柄については、その理由をその都度母親に説明して、理解を求めている。

- 1 - (1) - 子ども自身が、自分たちの生活全般について、自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的・主体的な取り組みができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
 - イ) 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
 - ウ) 活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。
 - エ) 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援している。
 - オ) 活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。

- 1 - (1) - 母親自身が、自分たちの生活全般について、自主的に考える活動（自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 母親自身が自分たちの生活全般について自主的・主体的な取り組みができるような活動（自治会活動等）を実施している。
 - イ) 母親が問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
 - ウ) 活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。
 - エ) 活動を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援している。
 - オ) 活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。

- 1 - (1) - 施設の行う援助について事前に説明し、母子が選択（自己決定）できるように支援している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の提供する援助の内容・方法について事前に母親に十分説明している。
 - イ) 母親の自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
 - ウ) 母子に必要な情報を提供し、子どもが主体的に選択できるようにしている。
 - エ) 子どもの発達段階や能力に応じて自己決定できる力量形成に取り組んでいる
 - オ) 母親と子どもの決定が異なる場合、要請があれば調整している。

- 1 - (1) - 母子のプライバシーの保護に配慮している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) プライバシー尊重の方針を職員に徹底するなど、施設全体で母子のプライバシー保護に取り組んでいる。
 - イ) 身体的な特徴や家族の状況等、個人に関する情報を漏らさないようにしている。
 - ウ) 居室には、許可なく立ち入らないようにしている。
 - エ) 利用者間のうわさや苦情等について漏らさないようにしている。

- 1 - (1) - 母子に職員による体罰を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。
 - イ) 具体的な例を示して体罰を禁止している。
 - ウ) 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を習得できるようにしている。
 - エ) 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 自傷他害行為などを制止するための方法について検討し、適切に対応している。
 - カ) 体罰があった場合を想定して、施設長が職員と母子の双方にその原因や体罰の方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみがつくられている。
 - キ) 職員による体罰の禁止について、母子に周知している。

- 1 - (1) - 母子に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
 - イ) 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、母子に周知している。
 - ウ) 不適切な関わりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
 - エ) 不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
 - カ) 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
 - キ) 不適切な関わりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
 - ク) 不適切な関わりを発見した場合には、記録し、必ず管理職等に報告することが明文化されている。
 - ケ) 不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員と母子の双方にその原因や方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようなしくみがつくられている。
 - コ) 母子が自分自身を守るための知識、具体的方法を学習する機会を設けている。

- 1 - (1) - 母子からの要望などを検討したり、不満や不服を解決したりする仕組みが確立されている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて明文化している。
 - イ) 第三者が参加する苦情解決委員会等を設置している。
 - ウ) 意見箱の設置等、要望、不満、不服等を受け付ける仕組みを整えている。
 - エ) 要望、不満、不服等の意見は記録し、必ず管理職に伝えることが明文化されている。
 - オ) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて、口頭と文書双方により母子に周知している。
 - カ) 出された要望については真摯な態度で迅速に検討を行っている。またすぐに応えることが難しい事柄でも職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - キ) 対応可能な場合にはできる限り速やかに対応するとともに、対応不可能な場合にはその理由等について母子への詳細な説明や報告がなされている。
 - ク) 要望、不満、不服の内容について職員会議等で検討し、サービスの改善に活かしている。
 - ケ) 必要な場合には、福祉事務所の職員を交えて、不満や不服の解決を図っている。
 - コ) 不満や不服の解決に関するデータを蓄積し、過去の経験を活かしている

- 1 - (1) - 施設生活に対する要望、不満、不服など、母子の意見を聞くための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 母親が施設生活に対する要望、不満、不服等の意見を表明しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。
 - イ) 母親と懇談する機会を持ち、不満、要望、希望等を聞いている。
 - ウ) 要望、不満、不服等の意見を聞いた場合には、その内容について丁寧に耳を傾けた上で、必ず事実確認を行っている。
 - エ) 施設生活に対する要望、不満、不服を福祉事務所の職員や外部の主任児童委員等に相談できることを母子に伝えている。
 - オ) 母子の要望、不満、不服などを聴取し、サービスの質の向上を図るための懇談会等を定例的に開いている。
 - カ) 母子自身が不満や問題を主体的に話し合う機会がある。
 - キ) 母親の個性を尊重し、希望や意見に最大限の配慮を払っている。

- 1 - (1) - 母親・子ども個人の思想や信教の自由は、他の母子の権利を妨げない範囲で保障されている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 施設において宗教的活動を強要していない。
 - イ) 個別的な宗教活動は尊重している
 - ウ) 利用者の宗教的活動において他の母子の権利を妨げないように配慮している。
 - エ) 母親の宗教的活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

母子の権利擁護の特記事項

地域等との関係

1 地域社会との連携

- 1 - (1) 地域とのつながりを強めるための取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 地域活動への参加や支援等、施設が地域の一員としての役割を果たしている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設に対する理解を推進するため、定例的・継続的に発刊している広報紙を地域へ配布するなどによって、広報啓発活動を十分に実施している。
 - イ) 町内会、児童会、老人会など地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待している。
 - ウ) 施設の職員や母子が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
 - エ) 地域へ施設を開放するための規定を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供している。
 - オ) 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設サービスの趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。

- 1 - (1) - ボランティアを受け入れるための体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) ボランティアの受け入れに関し、施設としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) ボランティアの受け入れにあたり、担当者を配置している。
 - ウ) ボランティアに対して必要な事前説明をしている。
 - エ) ボランティアの受け入れについて、広報が行われている
 - オ) ボランティアの登録が行われている
 - カ) ボランティアの受け入れについて、記録が整備されている。
 - キ) 母子にボランティアについて説明している。

- 1 - (2) 地域の社会資源との連携が確保されている。

- 1 - (2) - 必要な社会資源を明確にし、関係機関・団体等との連携を図るための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の役割や機能を達成するために必要となる関係機関・団体等のリスト化を行っている。
 - イ) 関係機関との連携の担当者が決められている。
 - ウ) 関係機関とのかかわり方（対応マニュアル等）を明確にしている。
 - エ) 関係機関とは定期的に情報交換のための連絡会を開催している
 - オ) 必要に応じて、関係機関や地域内諸施設と事例検討会を実施している
 - カ) 関係機関とは、日頃から情報交換や行事への相互参加等の交流を行っている。

2 福祉人材の育成

- 2 - (1) 実習生の受け入れが適切に行われている。

- 2 - (1) - 実習生を受け入れるための体制が整っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実習生の受け入れに対する機関としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) 実習生の受け入れにあたり、実習担当者を配置している。
 - ウ) 実習生の受け入れにあたり、説明用資料を作成し、オリエンテーションを行っている。
 - エ) 実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫をしている。
 - オ) 実習生にスーパービジョンや反省会等を実施している。
 - カ) 実習校との連携を密にしている。

- 2 - (1) - 実習生の受け入れにあたり、母子の意向を尊重している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 実習生を受け入れるにあたり、母子の意向を聞いている。
 - イ) 母子の意向を踏まえ、対応できることについては対応している。
 - ウ) 掲示や会合等の場あるいは保護者会等においても報告するなど、母子にあらかじめ伝えるための取り組みを行っている。
 - エ) 実習生を忌避する母子等に対する配慮を行っている。

地域等との関係の特記事項

福祉サービス実施過程の確立

1 サービス実施（自立支援）計画の管理

- 1 - (1) サービス実施（自立支援）計画に関する責任体制が明確である。

- 1 - (1) - サービス実施（自立支援）計画の作成、実施及び評価（見直し）に際して、責任体制や関係機関との連携が確立している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 母子一人ひとりのサービス実施（自立支援）計画の作成を統括し、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定めている。
 - イ) 関係職員の連携のもとに策定している。
 - ウ) 福祉事務所との連携のもとに策定している。
 - エ) 必要に応じて関係機関と協議し、策定している。
 - オ) 定期的にケース会議を行っている。
 - カ) 特に配慮を要する課題が発生した場合など必要に応じてケース会議を行っている。

- 1 - (2) 母子やその家族を尊重したサービス実施（自立支援）計画を作成している

- 1 - (2) - サービス実施（自立支援）計画の作成や見直しにおいて、母子や保護者の意向に配慮し、「説明」と「同意」を徹底している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) サービス実施（自立支援）計画の作成や見直しにおいて、子どもの発達段階や能力に応じた意向であることへの考慮をした上で、母子の意向を記録し配慮している。
 - イ) 幼児など代弁者が必要な場合には代弁機能を確保している。
 - ウ) サービス実施（自立支援）計画の作成や見直しにおいて、母親の適正な意向を配慮している。
 - エ) 母親に説明し、同意を得ている。
 - オ) 子どもに説明し、同意を得ている。

2 サービス実施（自立支援）計画の策定

- 2 - (1) 母子一人ひとりについてアセスメントを行い、サービス実施（自立支援）計画を策定している。

- 2 - (1) - 母子一人ひとりについてアセスメントを行い、それに基づき具体的な目標とサービス実施（自立支援）計画を策定している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 一人ひとりの母子について、発達状況や生活状況といった必要な情報の確認を行っている。
 - イ) 必要な情報の不足や疑義のある情報がある場合には、福祉事務所と協議し情報収集や確認を行っている。
 - ウ) 把握できた情報に基づき、総合的な分析・検討により優先的・重点的な課題を具体的に明示している。
 - エ) 母子一人ひとりのアセスメントに基づき、具体的な目標とサービス実施計画を立てている。

3 サービスの実施

- 3 - (1) 機関が行うサービスの標準化と記録の整備が図られている。

- 3 - (1) - 機関における個々のサービスについて、標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められ、その実施に関わる記録が整備されている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) サービスの一貫性や一定水準を確保し、職員間で格差が生じないようにするために、職員間で共有されるべき標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められている。
 - イ) 原則として要領等に基づき実際のサービス実施が展開されている。
 - ウ) 標準的な自立支援（養育）要領や方法について定例的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
 - エ) 一人ひとりの母子について、そのサービス実施（自立支援）計画の実施状況が記録されている。
 - オ) 記録は、母子の状況及びサービス実施状況の変化等について把握できる内容となっている。

4 評価・見直し

- 4 - (1) サービスの実施に関する評価及び見直しを行っている。

- 4 - (1) - サービスの実施状況に関する評価（振り返り）がなされ、これに基づいてサービス実施（自立支援）計画の見直しが行われている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つ以上を実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 母子の情報を踏まえ、定例的かつ必要に応じて、設定されている目標に対する実施・達成状況を評価している。
 - イ) 評価は、多くの他職種の職員の評価を総合して行っている。
 - ウ) 母子の年齢や能力等に応じて母子自身に自己評価をさせており、それを参考に行っている。
 - エ) 評価に基づいて、サービス実施（自立支援）計画の見直しが行われている。

福祉サービス実施過程の確立の特記事項

福祉サービスの適切な実施

1. 援助の基本

-1-(1) 母子の自立支援に対する基本的な姿勢について配慮し、援助している。

-1-(1)- 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 ～ 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 子どもに対する受容的・支持的関わりを心がけている。
 - イ) 個々の子どもの気持ちを汲み取っている。
 - ウ) 職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。
 - エ) 小集団での保育・養育が行われている。
 - オ) 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
 - カ) 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題を把握に努めている。
 - キ) 個々の子どもの状況に応じて、日課は柔軟に対応できる体制となっている。
 - ク) 子どもの生活を束縛するような管理や操作をしていない。

-1-(1)- 母親と職員との間に信頼関係を築き、母親の自立支援に配慮した適切な援助を徹底している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 母親と職員との関係においては信頼関係が構築できるよう配慮し努めている。
 - イ) 母親に対して、命令口調や自尊心を傷つける言葉遣いをしないよう職員が徹底している。
 - ウ) 母親の相談を引き出せるような働きかけを職員が意識的に行っている。
 - エ) 母親の生活観・人生観・子育て観を尊重し、受容的・支持的関わりに心がけている。
 - オ) 母親の自己実現を支援している。
 - カ) 母親が自ら抱えている課題を見極め、解決に向かえるように十分な相談支援を行っている。
 - キ) 母親に対する性的な言動を行わない等、セクシャルハラスメントの防止を徹底している。

-1-(1)- 職務上職員が知り得た個人情報について、秘密保持を徹底している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 個人情報の取扱いや守秘義務について、規程を定め、管理できる体制ができている。
 - イ) ケース記録等の個人情報については、鍵のかかる場所に保管している。
 - ウ) 個人情報の取扱いや守秘義務について、職員が周知している。
 - エ) ボランティア・実習生・見学者の受け入れに際しては、プライバシーの保護について方針を示し、それが確実に守られている。
 - オ) 個人情報の取扱いに関する研修に参加している。
 - カ) 利用者間のうわさや苦情等を、漏らさないことを徹底している。

-1-(1)- 適切な母子の援助を行うため、職員間で打ち合わせをするなど引き継ぎ体制が確立している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 母子の状況の変化等に関する情報が、担当職員や責任者に確実に伝達されるための体制を整備している。
 - イ) ひとり一人の母子について、担当者間で書面と口頭の両方による引継が行われている。
 - ウ) 母子や施設全体の動きについて、施設全体に情報が行き渡るように、書面と口頭の両方による引継が行われている。
 - エ) 引き継ぎ事項が母子等に漏洩しないような配慮をしている。

2 利用開始時の支援

- 2 -(1) 利用開始前の援助が適切に行われている。

- 2 -(1)- 福祉事務所と連携しながら、家庭の状況を把握し、受け入れ準備を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 福祉事務所と連携して、支援に必要な母子及びその家族に関する情報を得ており、不十分な場合にはすぐに補完している。
 - イ) 入所前協議を行い、入所予定母子の受け入れ準備や初期の援助について検討している。
 - ウ) 入所前の見学などに適切な対応をしている。
 - エ) 施設全体が入所予定の母子との出会いを楽しみに受け入れ準備を行っている。
 - オ) 協議において決まった担当職員は、繊細な配慮により、他の母子に対する気配りや居室の表札や郵便受けに名前を入れる等の準備を行っている。

- 2 - (2) 施設利用時の援助が適切に行われている。

- 2 - (2) - 施設利用の際に、母子に対して適切な情報提供を行うなど、母子の不安を解消し、施設生活を理解できるよう適切な支援を行っている。

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 ～ 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 母子が入所することを歓迎している温か味のある雰囲気の中で、母子に安心感を与えるような配慮がなされている。
 - イ) 母子の長所・能力、日常生活の癖、食べ物の好き嫌い、病歴等、支援にあたって留意すべき情報を得ている。
 - ウ) 施設での生活について、パンフレット・ビデオ等を用いて、本人や家族等に対して年齢や発達段階に応じて分かりやすく説明している。
 - エ) 母子に施設の運営方針、援助方針とともに、面会、帰宅、外出、外泊等の規則について具体的に説明し、同意を得ている。
 - オ) 生活マップを作成する等、施設周辺の地域情報を得られるようにしている。
 - カ) 母子の希望や意見を引き出せるような言葉遣いを心がけるなど、母子の希望を引き出そうとする態度が職員に行き渡っている。
 - キ) 預かるものがある場合には、施設と母子が相互に書類上で確認している。
 - ク) 施設利用開始時などの心理的不安定期には、心理面での支援を十分に行っている。

- 2 - (2) - 母親の職業能力開発や就労支援を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 ～ 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 公共職業安定所の活用や就職先の開拓など、母親の心身状態や意向に配慮した就労支援を行っている。
 - イ) 母親の適性や経験・希望に配慮した職場探し、能力開発についての相談等の支援を行っている。
 - ウ) 就労のための保育サービスを行っている。
 - エ) 就労に不安を持つ母親や就業意欲に欠ける母親については、個々の事情や背景を十分考慮しながら相談・助言を行っている。
 - オ) 施設内で、就労支援のための講座・勉強会等を行っている。
 - カ) 必要があれば職場との連携・調整を行っている。
 - キ) 職場環境に関する相談・助言を行っている。
 - ク) 職場での権利侵害等の訴えに対して適切な対応をしている。

3 日常生活の援助

- 3 - (1) 日常生活に対する適切な援助を行っている。

- 3 - (1) - 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 保育所に通所していない乳幼児を対象とした施設内保育を行っている。
 - イ) 早朝、夜間など、保育所の保育時間外の保育を行っている。
 - ウ) 休日保育を行っている。
 - エ) 病弱児保育を行っている。
 - オ) 必要に応じて、保育所の送迎を行っている。
 - カ) 日誌などの施設内における保育の記録を整備し、育児支援に役立てている。
 - キ) 乳幼児突然死症候群の予防に配慮した保育を行っている。

- 3 - (1) - 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 個々の学力を把握し、必要に応じた学習支援を行っている。
 - イ) 長期休暇中の補習、宿題援助を行っている。
 - ウ) 進学のための学習指導や進路相談を行っている。
 - エ) 学習指導のためにボランティア等の協力を得ている。
 - オ) 辞書や学習参考書を備えている。

- 3 - (1) - 就学児の日常生活上の支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 学齢期の子どもが放課後過ごすことのできる場所がある。
 - イ) 学齢期の子どもが放課後過ごすためのプログラムが用意されている。
 - ウ) 子どもに日常生活上必要な知識や技術を伝えるよう遊びや行事等を意識的に展開している。
 - エ) 子どもの友達が遊びに来やすいように配慮をしている。
 - オ) 母親に対して、子どもの病気やケガ等の際の対応について予め説明している。
 - カ) 病気やケガ等で学校を欠席している子どもがいる場合には、必要に応じて服薬の声かけや、通院の付き添いなどを行っている。
 - キ) 不登校・非行等学校不適応の子ども等がいる場合、母親との協議のもとに学校と情報交換をする等、十分な連携をしている。

- 3 - (1) - 子どもと母親との関係調整を必要に応じて行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 母親の子どもに対する悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
 - イ) 子どもの母親に対する不満や悩みを受け止め、相談に応じている。
 - ウ) 子どもと母親の考え方が異なる場合、相談に応じ調整をしている。
 - エ) 子どもの進学・進路等について、子どもと母親の考え方が異なる場合、相談に応じ調整をしている。
 - オ) 子どもと母親の将来設計が異なる場合、必要に応じて調整をしている。

- 3 - (1) - 子どもと家族、友人関係等との関係調整を必要に応じて行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つを実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 父親との関わり方について、子どもからの相談に応じ、調整をしている。
 - イ) 祖父母等その他の家族との関わり方について、子どもからの相談に応じ、調整をしている。
 - ウ) 友人関係について、子どもからの相談に応じ調整をしている。

- 3 - (1) - 母親と夫との関係調整のための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つを実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 夫、前夫、内夫、子の父との関係について母親からの相談に応じている。
 - イ) 婚姻関係の調整に関する相談に応じている。
 - ウ) 離婚手続き等について法律相談への紹介や必要に応じて家庭裁判所への同行などを行っている。

- 3 - (1) - 母親と他者との関係調整のための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 親族との関係修復の支援を行っている。
 - イ) 必要に応じて、施設内の他の母子との関係づくりの支援を行っている。
 - ウ) 同居していない子ども（他施設に入所している・親族に預けている等）の養育に関する相談に応じている。
 - エ) 関係機関とのトラブルに対する関係調整を行っている。

- 3 - (1) - 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 子育てに関する母親の不安や悩み等の発見に努めている。
 - イ) 虐待や不適切な関わりの発見に努め、必要に応じて介入・見守りを行っている。
 - ウ) 子どもの健康管理について相談・助言、援助等を行っている。
 - エ) 要請や必要に応じて、子育ての方法について助言を行っている。

- 3 - (1) - 母親が病気の時の支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 必要な場合には母親の看病を行っている。
 - イ) 母親が病気の時や通院時等に子どもを保育している。
 - ウ) 食材の買出し、調理補助等の支援を行っている。
 - エ) 受診、通院等についての相談・助言、介助、同行等を行っている。
 - オ) 精神保健に関する専門家との連携を行っている。
 - カ) 受診や服薬が必要な場合、母子にその必要性を説明・助言している。

- 3 - (1) - 必要に応じ、母子への家事支援や生活習慣獲得の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 衣服の清潔保持等、衣生活の習慣獲得の支援を行っている。
 - イ) 入浴等、衛生管理の習慣獲得の支援を行っている。
 - ウ) 栄養管理等、食生活の習慣獲得の支援を行っている。
 - エ) 部屋の清掃等、住生活の習慣獲得の支援を行っている。
 - オ) 自立に必要な家計の設計や貯蓄の方法について支援している。

- 3 - (1) - 母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 夜間・休日でも母子の相談に応じられる体制をとっている。
 - イ) 必要に応じて、専門の相談機関を紹介している。
 - ウ) 個別相談に応じるためのスペースが確保されている。
 - エ) 健康相談、将来の生活設計、母子家庭であることへのストレス等に対する心理的サポートをしている。
 - オ) 返済困難な借金等についての相談に応じている。

- 3 - (1) - 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 掲示板等を活用し、諸制度に関して常に新しい情報提供に努めている。
 - イ) 関係機関や施設等へ同行している。
 - ウ) 書類記入などの申請手続きの側面支援を行っている。
 - エ) 専門機関・自助グループ等への相談・紹介を行っている。

- 3 - (1) - 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 利用手続きを事後に行う等、保護を必要とする母子等の緊急利用に対応している。
 - イ) 緊急利用の受け入れは、平日・休日ともに 24 時間可能である。
 - ウ) 要請があった場合には、広域利用を受け入れることができる。
 - エ) 予め緊急利用時を想定して、職員間で適切なケース対応方法を検討している。
 - オ) 必要に応じて出動を要請できるよう警察等と連携している。
 - カ) 緊急一時保護後の入所に関する相談については、母子の心身状態に十分に配慮し、精神的に安定してから行っている。
 - キ) 広域入所促進事業（施設機能強化推進費）等を利用して緊急利用のための生活用品等を予め用意している。

- 3 - (1) - 21 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 安全確保と精神的癒しを目的とした相談・支援を行っている。
 - イ) 本人の所在の秘匿について関係機関と協議し、理解と協力を得ている。
 - ウ) 発見へのおびえがみられる母子について、外部との連絡のとり方、日常生活の代行等、きめ細かい対応をできる体制がとられている。
 - エ) 発見へのおびえがみられる子どもの教育権が損なわれないよう、教育委員会等関係機関との連携体制が整備されている。
 - オ) 発見のおそれが出てきた場合には、福祉事務所と連携して他施設へ移動できる体制が整っている。

- 3 - (1) - 22 行事等のプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実施されている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 母親の趣味や興味にあったプログラムになるよう母親の要望を反映している。
 - イ) 母親の自発的な参加を促すように支援している。
 - ウ) 子どもの趣味や興味にあったプログラムになるよう子どもの要望を反映している。
 - エ) 子どもの自発的な参加を促すように支援している。
 - オ) 母子が施設での生活を楽しめるような企画を用意している。
 - カ) 母子の状況を考慮し、参加しやすい内容、時間等プログラムを工夫している。
 - キ) 行事等の参画について、母子の選択を尊重している。

- 3 - (1) - 23 居室等施設全体が、生活の場として快適さに配慮したものになっている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 居室は母子が生活するのに十分なスペースが確保されている。
 - イ) 居室はプライバシーに配慮した構造になっている。
 - ウ) 台所は居室ごとに設置している。
 - エ) トイレは居室ごとに設置している。
 - オ) 浴室は居室ごとに設置している。
 - カ) 希望があれば、母子の生活状況を考慮した上で、電話（携帯電話）の加入を認めている。
 - キ) 談話室など、憩いの空間を確保している。
 - ク) 共用部分には行き届いた清掃が行われ、軽度な修繕は迅速に行っている。
 - ケ) 子どもが安全に遊べるスペースを確保している。
 - コ) 身体に障害のある母子がいる場合には、バリアフリーに配慮している。

4 利用終了時の支援

- 4 - (1) 施設の利用終了時の母子への支援を適切に行っている。

- 4 - (1) - 24 施設利用終了後の社会生活を考慮した支援をしている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 母子の自立状況や子どもの学校生活を考慮し、適切な時期に利用終了できるようにしている。
 - イ) 親族との関係調整を行い、施設利用終了後の支援体制を整えている。
 - ウ) 必要に応じて民生委員・母子相談員・福祉事務所・保健所等との調整を行い、施設利用終了後の支援体制を整えている。
 - エ) 利用終了後の生活設計や心配される点について相談に応じている。
 - オ) 可能な限り希望に添った住宅が確保できるように情報提供等の支援を行っている。
 - カ) 施設利用終了後にも連絡が取れるように、施設利用終了後の住所や電話番号等を確認している。
 - キ) 要請があればいつでも相談にのれる体制であることを伝えている。

【判断基準】

a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施

b) 以下の項目の内 2 つを実施

c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施

ア) 要望に応じて相談支援を行っている。

イ) 退所後の学校生活に関する子どもからの相談に応じている。

ウ) 希望に応じて、施設の行事等について招待状を出している。

エ) 施設利用を終了した母親が相談しやすい雰囲気や体制をつくっている。

福祉サービスの適切な実施の特記事項

福祉サービスの独自性及び向上性

1 福祉サービスの独自性

- 1 - (1) 施設の福祉サービスにおいて独自の取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 施設などの機能を活かした独自の福祉サービスに、積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施

b) 以下の項目の内 2 つを実施

c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施

ア) 施設として独自の福祉サービスを展開している。

独自の福祉サービス（事業）の内容 その 1 ()

イ) 独自の福祉サービス（事業）の内容 その 2 ()

ウ) 独自の福祉サービス（事業）の内容 その 3 ()

エ) いずれかの独自の福祉サービスにおいて具体的な実績・成果をあげている。

2 福祉サービスの向上性

- 2 - (1) 施設における福祉サービスの質を向上させている。

- 2 - (1) - 具体的な目標や課題に対して積極的に取り組み、福祉サービスの質を向上させている。

【判断基準】

a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施

b) 以下の項目の内 2 つを実施

c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施

ア) 具体的な目標や課題を設定し、積極的に取り組んでいる。

イ) 具体的な実績・成果をあげ、福祉サービスの質を向上させている。

向上した具体的な目標や課題 その 1 ()

ウ) 向上した具体的な目標や課題 その 2 ()

エ) 向上した具体的な目標や課題 その 3 ()

福祉サービスの独自性及び向上性の特記事項

